

令和 2 年 1 1 月

第 5 回（臨時会）

# 香芝市議会議案

香 芝 市



目 次

承第10号	令和2年度香芝市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及び承認について----- 1 頁
議第54号	香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて----- 2 頁
議第55号	香芝市の一般職の職員ゝ給与に関する条例等ゝ一部を改正することについて----- 4 頁



承第10号

令和2年度香芝市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の  
報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度香芝市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年11月25日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

議第54号

香芝市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和2年11月25日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第55号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正する。

令和2年11月25日提出

香芝市長 福岡憲宏



香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第25条中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第6条 香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

第25条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の65」を「100分の63.75」に、「100分の39」を「100分の38.25」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。